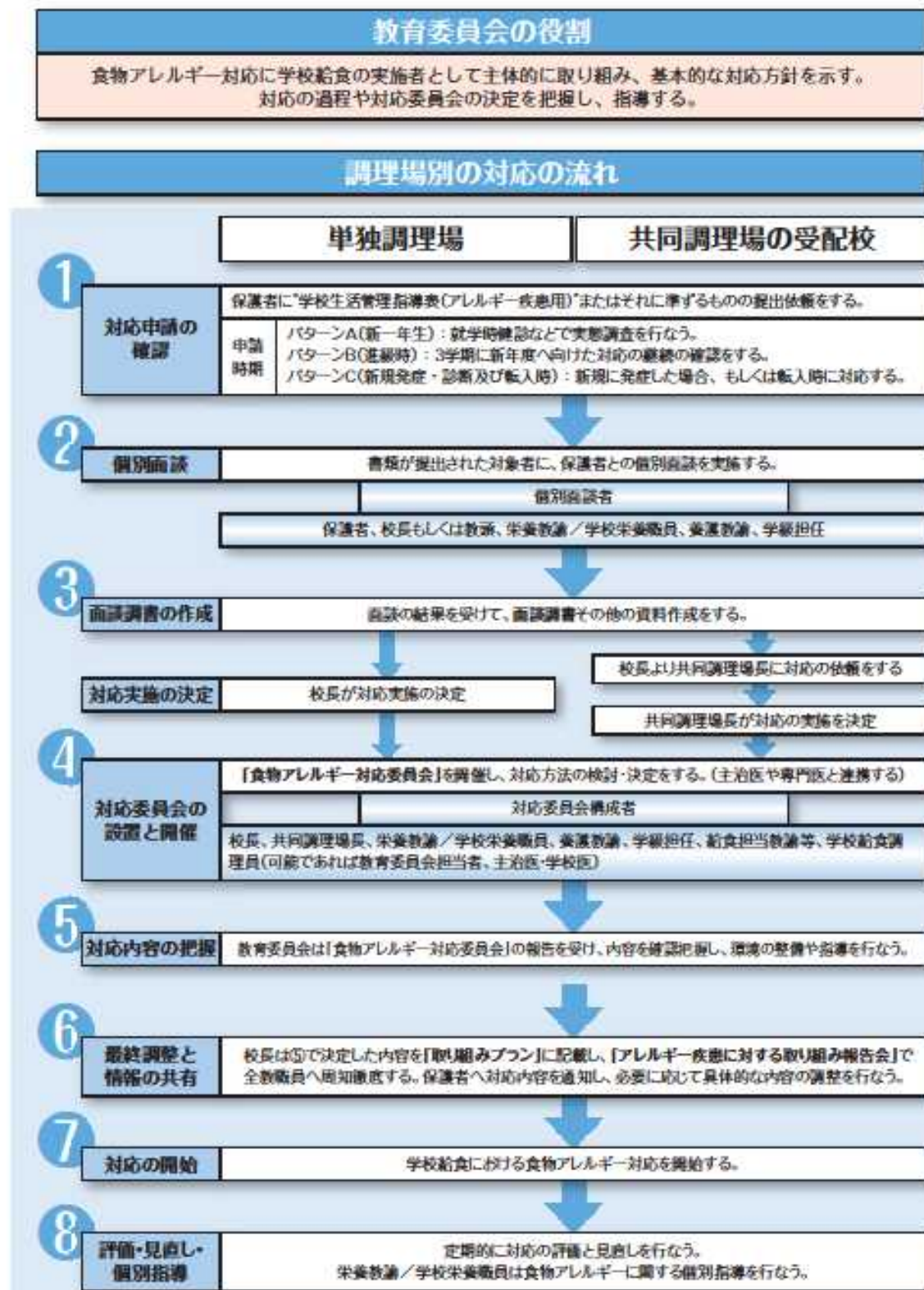


<学校給食における対応フローチャート>



学校給食における食物アレルギー対応役割分担表 (例示)

※自校調理方式、栄養教諭・学校栄養職員が配置されているといった標準的なパターンを想定する。調理場の設備条件や教職員の配置状況によって異なる。

単独調理場の場合	本人		区市町村	学校							その他	
	児童生徒	保護者	主治医	教育委員会	校長(副校長)	学級担任	その他教職員※2	養護教諭	保健主任	栄養教諭/学校栄養職員	調理員	同級生
① 対応申請の確認 : 保護者に「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出依頼をする。												
↓	(1) 保護者への通知	●		▲	▲	▲		○	▲			
	(2) 「管理指導表」の配布					▲		○				
	(3) 「管理指導表」の提出	●	▲			▲		○		▲		
② 個別面談 : 書類が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。												
↓	(4) 保護者への確認	●			●	●		○		○		
③ 面談調査の作成・対応実施の決定 : 面接の結果を受けて、面談調査その他の資料作成をする。												
↓	(5) 面談調査の作成・学校長の決定				○	▲		○	●	○		
④ 対応委員会の設置と開催 : 「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応方法の検討・決定する。(主治医や専門医と連携する)												
↓	(6) 対応委員会の設置と開催			▲	▲	○	●	○	○	○	●※1	
	(7) 校内での体制の構築					○	○	○	○	○	○※1	
⑤ 対応内容の把握 : 教育委員会は「食物アレルギー対応委員会」の報告を受け、内容を把握し、環境整備や指導を行う。												
↓	(8) 地区教育委員会の確認・指導				○	○						
⑥ 最終調整と情報の共有 : 校長は⑤で決定した内容を「取り組みプラン」に記載し、「アレルギー疾患に対する取り組み報告会」で全教職員へ周知徹底する。保護者へ対応内容を通知の際、必要に応じて具体的な内容の調整を行う。												
↓	(9) 「取り組みプラン」の作成				●	○		○	●	○		
	(10) 情報の共有	●			○	○	●	○	○	○	○※1	
⑦ 対応の開始 : 学校給食における食物アレルギー対応を開始する。												
↓	(11) 献立表の作成・管理職との確認				●			●	●	○		
	(12) 献立の明示、対応チームでの情報の共有					○	○	●	●	○	○※1	
	(13) 保護者との確認	●				○	▲	●		○		
	(14) 調理									○	○※1	
	(15) 配食	●				●	●			○	○※1	▲
	(16) 給食・給食指導	●				○	●			○	●※1	▲
⑧ 評価・見直し・個別指導 : 定期的に対応の評価と見直しを行なう。栄養教諭/学校栄養職員は食物アレルギーに関する個別指導を行う												
	(17) 評価・見直し		▲	▲		○	○		○	○	●※1	

○ : 主に役割を担っている、チームのメンバーである
 ● : 役割がある、参加する必要がある
 ▲ : 体制によっては関与することがある
 ※1は調理員が委託契約先の職員である場合は、委託契約による/ ※2は学年主任や副担任、学級補助、同学年他学級の担任、給食主任等を想定している